

発議第1号

基山町議会委員会条例の一部改正について

基山町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月16日提出

基山町議会議員

重松一徳

基山町議会議員

河野保久

基山町条例第 号

基山町議会委員会条例の一部を改正する条例

基山町議会委員会条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

厚生産業常任委員会	ア	住民生活課の事務に関する事項
	イ	健康福祉課の事務に関する事項
	ウ	こども課の事務に関する事項
	エ	産業振興課の事務に関する事項
	オ	建設課の事務に関する事項

」

を

「

厚生産業常任委員会	ア	住民課の事務に関する事項
	イ	健康福祉課の事務に関する事項
	ウ	こども課の事務に関する事項
	エ	産業振興課の事務に関する事項
	オ	定住促進課の事務に関する事項
	カ	建設課の事務に関する事項

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

町の組織機構体制整備のための基山町課設置条例の改正に伴い、常任委員会の所管の範囲について見直しを行ったため、基山町議会委員会条例を改正する必要がある。

平成29年3月16日原案可決